

## <個人情報保護法・研修会よりいただいた質問に対する回答書>

### ご活用についてお願い

H30年10月に開催いたしました《個人情報保護法改正に伴う研修会》において、参加者の皆様から寄せられましたご質問に対し、横浜市P連顧問弁護士の中村俊規先生より、専門的な視点でご回答をいただきました。

会員の皆さまの疑問が、少しでも解消できればと、中村先生のご協力のもと、市P連ホームページに載せさせていただきます。

なお、今回は、専門的な立場からご回答いただきましたが、PTAに関わる《個人情報保護法》については、とても難しく、この回答書が全てに当てはまるというわけではございません。この回答書につきましては、皆さまが活動される上で、参考にしていただくための一つの情報として捉えていただき、ご活用いただきますようお願いいたします。

# 個人情報保護法・研修会よりいただいた質問に対する回答書

弁護士 中村 俊規

## 1 PTA規約作成にあたっての注意点を教えてほしい。

規約運用にあたっての注意点は？

情報を持ち出すことがやむを得ない場合の会員の同意等の手続きについてのアドバイスが欲しい。

(回答)

### 1 P T A規約作成にあたっての注意点

ここでは、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に関するP T A規約に限定して説明します。

そもそも何故個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に関するP T A規約を作成することが必要なのかということを考えてみますと、P T Aとして、個人情報の保護に関するルールをきちんと定めることによって、P T A内部での個人情報の取扱いが明確になり、会員からも安心して個人情報を提供してもらえるようになるからだと思います。

したがって、P T A規約の作成にあたっては、上記の趣旨に添う内容の規約を作成する必要があります。

すなわち、（1）個人情報保護法が定める基本的なルールを、改めて分かりやすく規定するとともに、（2）当該P T Aの事情に合わせた内容を盛り込むのがよいと思います。

具体的には、（1）については、①個人情報の利用目的を特定し、その利用目的以外に利用しないこと、②個人情報を適正に取得すること、③個人情報の利用目的を通知・公表すること、④個人データを正確な内容にしておくこと、⑤個人データを安全に管理すること、⑥一定の場合を除き、第三者へ個人データを提供しないこと、⑦個人データを第三者に提供したとき及び第三者から提供されたときには記録を作成・保存すること、⑧個人データを委託先に提供する場合には適切な監督を行うこと、⑨本人からの個人データの開示・訂正・利用停止等の求めに適切に対応すること、⑩個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うことなどを規定します。

また、（2）については、①個人情報の具体的な利用目的をどう設定するか、②個人情報の利用目的の周知は具体的にどのような方法で行うか、③個人データの具体的な保管方法をどうするか、④個人情報を取り扱う役員等をどの範囲とするかなどを決めた上で、規約に盛り込みます。

このほか、①P T Aで取り扱う個人情報の具体的内容、②個人情報を取り扱う役員等の守秘義務、③役員等の個人情報保護に関する研修についても、できれば規定しておきたいところです。

## 2 規約運用にあたっての注意点

- (1) 重要なことは、作成した規約を全会員に周知することです。

特に、会員の個人情報の利用目的については、個人情報保護法上も、利用目的を通知もしくは公表することが求められています（個人情報保護法18条）。

周知の方法については、特に決められていませんが、具体的な状況に応じて、毎年の総会で規約を配布して周知する等の実効的な方法を考える必要があります。

- (2) 次に、当然のことながら、規約を作成した以上、そこで規定した内容にしたがって個人情報を取得したり、管理したりする必要があります。

そのためには作りっぱなしにしないで、常に規約を参照しつつ個人情報を取り扱っていくという意識を持つこと、またそれを後任の役員等に引き継いでいくことが重要です。

## 3 情報を持ち出すことがやむを得ない場合の会員の同意等の手続きについて

- (1) 情報を持ち出すということの意味が、例えば個人データをUSBメモリに入れて持ち出すとか、電子メールに添付して送付するということなどを指しているのであれば、そのこと自体には本人（会員）の同意は必要ありません。

それは個人データの安全な管理の問題であり、例えばデータファイルにパスワードをかけることによって、個人情報が漏洩しないような措置を取る必要があります。

- (2) 情報を持ち出すということの意味が、第三者に個人データを提供するということを指しているのであれば、この場合は、個人情報保護法が定める例外的な場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得る必要があります（個人情報保護法23条1項）。

その場合の同意を得る手続ですが、個人情報保護法上は特に定めはありません。

したがって、口頭での同意でも可能ですが、その場合は、いつ同意を取ったかについて記録を残しておいて下さい。

もっとも、後々同意があった・なかったといったトラブルを避けるためには、書面による同意を取っておくことが望ましいと思われます。

なお、同意を取る際には、①個人データを提供する第三者が誰か、②第三者に提供される個人データの内容、③個人データの提供を受けた第三者がどのような利用を行うかということ、本人（会員）に十分理解させた上で同意を取ることが重要です。

- (3) なお、同意は「本人」から得る必要がありますが、未成年者である児童・生徒の個人データについては、法定代理人である親権者等の同意が必要です。

## 2 個人情報の定義について

名前,電話番号,住所…どこまでが個人情報で,どこからが取扱注意の範囲なのか。

(回答)

1 個人情報保護法上,「個人情報」とは,生存する個人に関する情報であつて,次のいずれかに該当するものをいいます(個人情報保護法2条1項)。

(1) 当該情報に含まれる氏名,生年月日その他の記述等(中略)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ,それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 上記(1)についての判断のポイントは,その情報によって「特定の個人を識別することができる」かどうか,ごく簡単に言いますと,当該PTAにとって,その情報が誰の情報か分かるかどうかということです。

例えば,会員名簿等を作っていれば,会員の氏名の後に,住所とか電話番号とかが記載されていると思います。それ以外のことも記載されているかもしれません。

そのような記載は,氏名と結びつくことによって,特定の個人の情報であることが分かります。

したがって,それは全て「個人情報」ということになります。

少し難しいのは,ある情報が,典型的に,常に「個人情報」と言えるわけではないということです。

例えば,メールアドレスは,誰のメールアドレスか分からない場合には「個人情報」には当たりませんが(匿名のメールが送られてきた場合など),差出人が契約しているプロバイダであれば誰のアドレスか分かる場合があるでしょうから,そのプロバイダにとっては「個人情報」ということになります。

あるいは,普通は,単に「男性会員」というだけでは個人は識別できませんので「個人情報」には当たりませんが,〇〇PTAには男性会員が一人しかいないとしますと,当該〇〇PTAでは,「男性会員」というだけで,個人が識別できてしまいますので,「個人情報」に当たることになります。

いずれにしても,その情報によって「特定の個人を識別することができる」かどうかによって,「個人情報」に当たるかどうかを判断していくことになります。

3 上記(2)に関しては,例えば,指紋データや,運転免許証番号,パスポート番号,マイナンバーなど,政令等で定められたものをいいます。

この個人識別符号については,一般人には,そこから直ちに特定の個人を識別することができるわけではありませんが,個人情報保護法は,個人識別符号が含まれること自体で,「個人情報」に当たると規定しています。

### 3 個人情報の管理について

PTA入会時の手続きや会員の個人情報の管理の仕方の事例を教えてください。

PTA登録カード(保護者名・児童名・登校班名等)の取り扱いの注意点は？

名前だけで、住所等が記載されていなければ、名簿の配付は可能か？

(回答)

1 P T A への入会の際には、P T A は、必要に応じて、当該会員の個人情報を取得することになります。

したがって、P T A としては、前もってP T A 規約等を定めておく等の方法によって、取得する個人情報の利用目的を特定しておく必要があります（個人情報保護法15条）。

入会しようとする会員に対しては、P T A 規約等を配布し、個人情報の利用目的について説明しておくのが良いと思われます。

2 その上で、会員から、氏名や住所等の個人情報を取得することになりますが、具体的には、会員から個人情報を取得する方法として、P T A 登録カードに保護者名・児童名・登校班名等を記載してもらうことが多いと思います。

P T A 登録カードに個人情報を記載してもらう際には、予め本人に利用目的を明示しておく必要がありますが（同法18条2項）、上記のとおり、P T A 規約等を配布し、個人情報の利用目的についてしっかりと説明しておけば、この要件を満たすと考えます。

3 P T A 登録カードを書いてももらった後、そのカードが具体的にどのような使われ方をされているのかは、単位P T A によって違うかもしれません。

P T A によっては、P T A 登録カードの記載内容を、エクセル等の表計算ソフトを使って電子データ化しているところもあるでしょうし、P T A 登録カード自体を氏名の五十音順にファイル化して使用しているところもあるのではないかと思います。

いずれにしても、P T A 登録カードに記載された個人情報を、個人情報保護法2条4項が定める「個人情報データベース等」を介して使用している場合には、そこに記載された個人データについて、安全管理措置を取る必要があります（同法20条）。

具体的には、①管理責任者を定める、②個人情報にアクセスすることが認められる者の範囲を限定する、③セキュリティ監査の体制を整備する、④保管場所に施錠する、⑤個人情報保護の研修を行う等の様々な措置が考えられます。

4 加えて、P T A 登録カードに含まれる個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として本人から同意を得る必要があります（同法23条1項）。

上記以外にも、個人情報保護法は様々な定めを置いていますので、注意が必要です。

5 なお、名前だけの名簿か、名前に加えて住所等も記載されている名簿かによって、区別する理由はありません。

名前だけでも個人データであり、本人以外に配布すれば、個人データの第三者提供に当たり、基本的には本人の同意が必要となると考えるべきだと思います。

#### 4 校外委員名簿について

毎年、所属登校班の地図の中に自宅の位置も記して配付しているが、どのような問題があるか、もしくは、改善すべき点あるか。

(回答)

1 具体的にどのような名簿が作成されているのか分かりませんが、本人の氏名とその自宅の位置情報が結びついていて、「〇〇さんの自宅がここにある」ということが分かるような形になっているとしますと、自宅の位置の記載も個人情報となります。

そうしますと、その個人情報の利用目的が特定されていること（個人情報保護法15条）、個人情報の取得に当たって利用目的の通知・公表（同法18条1項）、明示（同法18条2項）、個人データを第三者に提供するに当たって原則として本人から同意を得ていること（同法23条）等、個人情報保護法の定めに従うことが必要になります。

2 なお、地図の中に自宅の位置まで記載することの問題点については、①そこまで記載する具体的な必要があるのか、②記載する必要があるとしても、それを「配布」する必要があるのかということをしかりと検討する必要があると思われま

す。必要性がないのに個人情報を保有していることは、「適切な取扱い」（個人情報保護法3条）とは言えませんし、個人情報保護法19条も、「個人情報取扱事業者は、（中略）、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と規定しています。

#### 5 広報紙について

学校の広報紙を、PTAOB、地域協力者、近隣小中学校へ配布しているが、これは、第三者提供にあたるのでしょうか？ 広報紙には、児童の顔写真あり。（児童の顔写真に関しては、毎年、保護者の意向を確認し、NGの児童は掲載していない。意向確認時に広報紙の配布範囲も明示しないといけないのか？）

広報紙の委託業者とも、個人情報に関する契約をした方が良いのか。（児童名・写真等使用について）

(回答)

1 学校の広報紙を、PTAOB、地域協力者、近隣小中学校へ配布しているが、これは、第三者提供にあたるのか。

- (1) 例えば、横浜市立の小・中学校の広報誌については、個人情報保護法の適用はなく、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（横浜市個人情報保護条例）が適用されます。

したがって、学校の広報誌を、PTAOB等に配布する行為は、個人情報保護法における個人データの第三者提供ではなく、横浜市個人情報保護条例における保有個人情報の「提供」の問題となります。

- (2) これに対して、PTAの広報誌については、個人情報保護法が適用されますので、PTAの広報誌を、PTAOB等に配布する行為は、個人情報保護法における個人データの第三者提供に当たる可能性があります。

ただ、厳密に考えますと、顔写真については、個人が識別できる場合には、「個人情報」（個人情報保護法2条1項）には当たるとしても、「個人情報データベース等」（同法2条4項）を構成する「個人データ」（同法2条6項）には当たらない場合もあると思われます。

本人の同意が必要となる第三者提供が問題となるのは「個人データ」の場合です。ので、「個人データ」に当たらない単なる「個人情報」としての写真を広報誌に載せても、第三者提供の問題は生じないこととなります。

もともと、個人情報保護法上の第三者提供の問題にはならないとしても、別途、肖像権侵害等による不法行為責任の問題となることはあり得ますので、基本的には本人の同意が必要となると考えた方が安全です。

なお、本人から同意を取る際には、広報誌の配布範囲も示した上で、同意を取るべきだと思います。

- 2 広報紙の委託業者とも、個人情報に関する契約をした方が良いのか。（児童名・写真等使用について）

- (1) 横浜市立小・中学校の広報誌の場合

横浜市個人情報保護条例14条1項は、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。

ここでいう「当該個人情報を保護するための必要な措置」とは、実施機関が委託先を選定する際に行う措置や、委託契約書に個人情報保護に関する必要事項を明記して受託者に義務を課すなどの措置をいうものとされています。

具体的には、①委託先の個人情報の保護に関する管理体制の調査、②委託先における個人情報の使用目的及び使用範囲の明確化、③必要に応じて、委託先における個人情報の管理状況の調査等が考えられます。

- (2) PTAの広報誌の場合

個人情報保護法22条は、「個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」と規定しています。

ここでいう「必要かつ適切な監督」の具体的内容について、委託契約の中に、個人情報保護法20条の規定に基づく安全管理措置を講ずる受託者の義務（秘密保持義務、事業所内からの個人データの持出しの禁止、事務終了後の個人データの返却又は廃棄の義務等）を盛り込むことのみによっては、「必要かつ適切な監督」を行ったことにはならず、契約内容の遵守状況について定期的に報告を受けたり、不定期に立入検査を行うこと等により、当該契約内容が遵守されているかを監督しなければならないとする見解もありますが、現実的には、定期的な報告や不定期の立入検査までは難しいとも思われます。

ただし、少なくとも、個人情報保護に関する契約はきちんと締結しておくべきだと考えます。

その際の契約内容としては、①委託先において、その従業者に対し、当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること、②当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること、③委託契約期間等を明記すること、④利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは削除が適切かつ確実になされること、⑤委託先における個人データの加工、改竄等を禁止し、又は制限すること、⑥委託先における個人データの複写または複製を禁止すること、⑦委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと、⑧委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていることを、を明記するとよいでしょう。

## 6 PTAではなく、塾の話

**以前通っていた塾で、案内チラシに子どもの顔写真が掲載され、ポスティングされた。承諾なし。法律違反ではないか。（これがきっかけで退塾）**

(回答)

自分の顔写真(肖像)を勝手に使われたくないというのは保護すべき人格的利益(いわゆる肖像権)だと考えられます。

また、(ある特定の)塾に通っているということ自体も、勝手に明らかにしてもらいたくない個人のプライバシーであるとも考えられます。

したがって、本人の承諾がないにもかかわらず、勝手に塾の案内チラシに顔写真が掲載され、配布されたとしますと、肖像権侵害ないしはプライバシー権侵害として、民法上の不法行為に当たり、当該塾に損害賠償責任が発生する可能性があります。

## 7 法改正前は… どの程度の縛りだったのか。

(回答)

平成27年改正前の個人情報保護法がどの程度の規制をしていたのかについて、一般的に説明することは難しく、法律自体を読んで頂くしかありません。

改正前は、5000人以下の個人情報を取り扱う事業者（小規模の事業者）は、個人情報保護法の対象外とされていたのが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されるようになったという点が、一般の単位PTAにとっては一番影響が大きいと感じられるかもしれません。

もっとも、平成27年改正によって、何が変わったのかということについては、一般に、

### ① 個人情報の定義の明確化等

個人情報の定義を明確化することによって、個人情報として取り扱うべきかが曖昧ないわゆるグレーゾーンの問題に対応した。

### ② 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

特定の個人を識別できないように加工された「匿名加工情報」を新たに定義し、本人の同意に代わる一定の条件の下、自由な利活用を認めることにより、新産業・新サービスが創出できる環境を整えた。

### ③ 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

名簿業者に対する規制として、個人情報の漏洩が生じた場合に、漏洩した個人情報の流通経路をたどることができるようにするとともに、不正に個人情報を提供した場合の罰則を新たに設けることにより、不正な個人情報の流通を阻止するようにした。

### ④ 個人情報保護委員会の新設及びその権限

所管する事業分野ごとに個人情報取扱事業者を監督する主務大臣制を廃止し、事業者に対して一元的な監督を行う個人情報保護委員会を新たに設置した。

### ⑤ 個人情報の取扱いのグローバル化

データ流通のグローバル化に対応するために、日本の個人情報保護法について外国の事業者に対する適用関係を明確にするとともに、事業者が外国の第三者に対し個人情報を提供する場合のルールを明確化した。

### ⑥ その他

という点が挙げられています。

8 本部役員選考する際に、ご家庭の事情を保護者＝PTA会員が断る理由を書いてきますが、その書類は役員選考委員のメンバーのみに開示すべきか？業務上、本部に選考委員のサポートをしてもらわないと役員が決まらない場合、本部に開示してよいものか又その方法を教えてください。

(回答)

1 個人情報保護法との関係で言いますと、PTA会員が本部役員を断る理由を書いた書類を選考委員（会）に提出してきた場合、その書類に含まれる個人情報は、PTA自体が取得した個人情報ということになります（選考委員会は、PTAの一機関に過ぎず、独立した個人情報取扱事業者ではありません。）。

そして、当該PTA会員としては、一般的には、本部役員選考の資料としてもらいたい（より具体的には、本部役員に選考しなくてももらいたい）という趣旨で書面を提出してきたものと思われまますので、その書面に含まれる個人情報の利用目的は、PTAにおいて本部役員選考の資料とすることであり、その利用目的の範囲内で使用する限り、本部役員に開示することも、PTA内部での使用に過ぎませんので、特に問題はありません（第三者提供には当たりません。）。

2 ただし、PTAの規約等により、本部役員を選考に当たってPTA会員から提出された書類に含まれる個人情報は、選考委員会の内部においてのみ利用することが定められている場合や、PTA会員が、選考委員会内部での利用に限定するものとして個人情報を提供してきた場合には、本部役員にまで開示することは利用目的外の利用に当たると解される余地もありますので、注意が必要です。

9 PTA広報誌をPTAOB,地域協力者に配布することは個人情報の第三者提供にあたりますか？(子供の顔写真掲載不可については同意書に基づき確認しています。) 掲載の他に配布不可も同意書をとる必要ありますか？ ⑤と同様でしょうか。

(回答)

PTA広報誌中に個人データが含まれている場合には、PTAOBや地域協力者に配布することはもとより、PTA会員に配布する場合であっても、当該個人データの本人からすれば、第三者提供に当たります。

なお、PTA広報誌に掲載することの同意があれば、広報誌というものの性質からいって、通常は第三者に配布されることについての同意もあると考えて良いと思います。

ただし、本人からすれば、PTA会員内で配布されることは予想していても、外部の第三者に配布されることまでは予想していなかったり、外部の第三者に配布されることは望まない方もいるかもしれませんので、同意を取る場合には、どの範囲の方たちにPTA広報誌が配布されるのかについても示した上で、同意を取るのが適切であると考えます。

## 10 学校は個人情報扱い事業者にあたるか？(学校から情報開示等必要では？)

(回答)

個人情報保護法2条5項は、「個人情報取扱事業者」の定義について、以下のとおり規定しています。

「5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
  - 二 地方公共団体
- (以下略)」

学校にもいろいろありますが、例えば、私立の小学校・中学校等は、個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」に当たります(個人情報保護法2条5項本文)。

これに対し、市立の小学校・中学校等は、個人情報保護法2条5項但書2号に当たるため、「個人情報取扱事業者」ではないということになります。

したがって、市立の小学校・中学校等については、個人情報保護法の適用はありませんが、それでは個人情報の取扱いについて何らの規制もないのかというと、そういうわけではなく、各地方公共団体が独自に定める個人情報保護条例の適用を受けることとなります。

具体的には、横浜市立の小学校・中学校等については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(横浜市個人情報保護条例)が適用されます。

## 11 イベント開催の際、本人→学校→PTAの流れで個人情報を入手しているが、第三者提供にあたるのか？

(回答)

横浜市立の小・中学校が、PTAに対し、本人の個人情報を提供することは、個人情報保護法23条が規制している第三者への提供には当たりませんが、横浜市個人情報保護条例10条が規制している「提供」に当たります。

ちなみに、個人情報保護法23条1項と横浜市個人情報保護条例10条1項を比べてみますと、以下のとおりとなります。

個人情報保護法23条1項

「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」

横浜市個人情報保護条例 10 条 1 項

「 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法令等の定めがあるとき。

二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。」

## 12 個人情報の収集と同意のやり方, 妥当性について

**会員(PTA)の個人情報は学校管理下の名簿より必要な情報(児童の氏名・電話番号等)を教員経由で受領しているが,この方法で問題はないか。**

(回答)

まず、横浜市立の小・中学校にとって、PTAは、「実施機関以外のもの」に当たりますので、学校が、PTAに個人情報を提供するためには、横浜市個人情報保護条例 10 条 1 項に違反していないことが必要です。

横浜市個人情報保護条例 10 条 1 項は、次のように定めています。

「 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法令等の定めがあるとき。

二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。」

したがって、学校としては、個人情報を取得・保有するに当たって特定・明示され

た目的の範囲内であれば（具体的に言えば、学校が本人から個人情報を入手する際に、予め「PTAにも児童の氏名・電話番号等の個人情報を提供する」旨明示している場合であれば）、PTAに当該保有個人情報を提供することができると思われます（個人情報保護条例10条1項本文）。

しかしながら、予め上記のような明示がなされていないまま入手した個人情報をPTAに提供するためには、改めて、本人の同意が必要となると考えます（個人情報保護条例10条1項但書2号）。

- 13 PTA入会の同意は同意書等特に回収せず、入学式における簡単な説明のみでPTA規約の配布、自動加入という流れになっています。規約上には個人情報の扱いについて記述していますが、特段同意書を取らずともPTA入会＝個人情報同意という認識でルーブル化してもかまわないか。

（回答）

- 1 PTAは任意加入団体であることから、入会にあたっては、会員の入会意思に基づくことが必要となります。

したがって、「自動加入」という表現には問題があり、本当に、本人の意思に拘わらず自動的に加入させられてしまうとしたら、それは違法です。

あくまで、本人からの特段の反対がないことをもって、黙示の入会意思が示されたものとするのがせいぜいだと思います。

- 2 また、PTAへの入会の意思があるからといって、それと個人情報に関する同意とは全く別の問題です。

まず、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければなりません（個人情報保護法15条1項）。

次に、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければなりません（個人情報保護法18条1項）。

さらに、書面等により本人から個人情報を直接取得する場合には、取得に先立って、その利用目的を本人に明示する必要があります（個人情報保護法18条2項）。

- 3 以上のとおり、利用目的を公表したり、本人に通知したりしていれば、「要配慮個人情報」に当たらない限り、取得する際に本人の「同意」までは必要ありません。
- 4 なお、一旦取得した個人情報の利用目的を変更する場合や、個人情報データを第三者に提供する場合などには、別途、本人の「同意」が必要となりますので、注意して下さい。

14 学校と個人情報を共有する場合、それはPTA内での利用となるのか、共有利用になるのか。(先生個人はPTA会員であるが組織としての学校はPTAとは別のため判断に困る。)

(回答)

1 いくつかの場合に分けて考えるのが良いと思います。

第1に、PTAが管理する個人データについて、PTA会員の中に先生がいるとしても、PTAの内部で利用するに過ぎない場合には、先生は、あくまでPTA会員として、PTAの活動の中で個人データに触れているに過ぎません。

仮に、PTA会員である先生が、事実上、PTAが管理する個人データを自らの学校業務の中で利用した場合、その当否は問題となるとしても、PTAとして、組織としての学校に個人データを提供したことはなりません。

2 第2に、PTAが管理する個人データについて、組織としての学校に対して提供するということになりますと、これは、個人データの第三者提供の問題となります。

3 第3に、学校が保有する個人情報を、PTAに対して提供するということになりますと、これは実施機関以外の者への個人情報の提供の問題となります。

4 第4に、個人情報保護法23条5項3号が定める場合です。

上記の第1から第3の場合以外に、学校とPTAとの間で個人データが「共同して利用される」ということがあるのかどうかよく分かりませんが、個人情報保護法23条5項3号は、一定の要件を満たす場合には、個人データの第三者提供には当たらないとしています。

15 違反した場合に対する罰則はどのようになっているか。

(例えば、目的外利用をした場合、PTA会長個人に対しての罰則か、PTA団体に対しての罰則か?)

(回答)

1 まず、個人情報保護法は、単純な「目的外利用」については、特に罰則を定めていません。

個人情報保護法は、82条以下に罰則規定を置けていますが、その多くは、内閣府の外局として設置される個人情報保護委員会との関係で定められたもので、現実に問題となることは少ないと思われます。

問題となりうるのは、個人情報保護法83条で、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為に対し、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を定めています。

個々の「個人データ」ではなく、「個人情報データベース等」を対象としていること、「不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為」を対象としていることがポイントです。

2 個人情報保護法83条で処罰される者は、PTAのように「法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるもの」については、役員、代表者又は管理人、従業者です。

基本的には、「個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用」した者が処罰の対象となると考えて良いと思います。

したがって、PTA会長がそのような行為をした場合には、当該PTA会長が処罰されますが、書記がそのような行為をした場合には、処罰されるのは当該書記であって、PTA会長が処罰されるわけではありません。

3 ただし、個人情報保護法87条は、いわゆる両罰規定を設けており、実際に行為を行った者だけでなく、その者と共に、当該PTA自体も罰金刑に処せられることとなります。

以上